

秘密保持契約書

(法人ファンドレイジング-COMPASS のご検討用)

〔団体名〕（以下「甲」という）と、コネクティブ合同会社（以下「乙」という）とは、乙が提供する「法人ファンドレイジング-COMPASS」（以下「本サービス」という）の利用の検討（以下「本検討」という）に関し、相互に開示する情報の取扱いについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

本契約は、お申し込みの前のご検討の段階で、決算、寄付・協賛をいただいている企業、支援先・助成先の団体名とその課題などをお話しいただく場合や、当社の診断の評価基準・診断レポートの見本を理事会等でご検討いただく場合に交わすものです。お申し込みの後は、本サービスの利用規約の秘密保持等の定め（第 10 条から第 14 条まで）が適用されます。

第 1 条（目的）

本契約は、本検討にあたり相手方から開示された秘密情報を守り、本検討以外の目的に使わないことを定める。

第 2 条（秘密情報）

1 「秘密情報」とは、本検討に関して、書面、電磁的記録、口頭その他の方法を問わず、相手方から開示された情報をいう。甲が開示する財務・組織の情報、寄付・協賛をいただいている企業、支援先・助成先の団体名とその課題、乙が開示する診断の評価基準（9 軸 39 項目）、診断レポートの見本および様式を含む。

2 公知の情報、受領時に既に適法に保有していた情報、受領者の責めによらず公知となった情報、正当な第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報、および受領者が独自に得たことを証明できる情報は、秘密情報に含まない。

第 3 条（秘密保持）

1 受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面または電磁的方法による承諾なく第三者に開示しない。ただし、本検討のために知る必要のある役員（理事・監事・評議員を含む）・職員、および法令上の守秘義務を負う専門家に、必要な範囲で開示する場合を除く。

2 受領者は、秘密情報を本検討以外の目的に使用しない。

3 受領者は、法令または裁判所・行政機関の命令により秘密情報の開示を求められたときは、事前に相手方に知らせたうえで、必要な範囲で開示できる。

第 4 条（個人情報）

- 1 甲は、寄付者・受益者の個人情報を乙に開示しないものとし、寄付者等の情報は法人名・業種・金額の帯など個人が分からない形で伝える。乙は、誤って個人情報を受け取ったときは、記録に残さず削除する。
- 2 秘密情報に個人情報が含まれる場合、受領者は個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、適切に管理する。

第 5 条（AI の利用）

- 1 乙は、本検討のための整理、見積りおよびご提案の作成に、生成 AI のクラウドサービス（Anthropic 社の Claude 等）を、入力した情報を AI の学習に使わない設定または契約条件で使うことができる。
- 2 乙は、AI に入力する前に、団体名、企業名その他の固有名を、必要に応じて業種・規模等に置き換える。
- 3 前 2 項による AI のクラウドサービスの利用は、第三者への開示にあたらぬものとし、乙はその利用について本契約上の責任を負う。

第 6 条（返還・消去）

本検討が終わった場合（甲が本サービスを申し込まないことを乙に知らせた場合を含む）または相手方から求められた場合、受領者は秘密情報（複製物を含む）を返還し、または消去する。

第 7 条（損害賠償）

受領者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、現実生じた通常の損害を賠償する。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らおよびその役員が反社会的勢力に該当しないことを表明し確約する。違反した場合、相手方は催告なく本契約を解除できる。

第 9 条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、甲または甲が支援・助成する団体について本サービスの利用契約が成立した場合は、その日に終了し、本契約により開示された秘密情報は利用規約の「団体情報」等として、以後は利用規約の定めによる。
- 2 本契約が終了した後も、第 3 条から第 7 条までは 5 年間効力を有する。ただし、個人情報に関する義務は期間の定めなく存続する。

第 10 条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する紛争は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的に作成し、甲乙が電子署名を行い各自保管する（書面による場合は 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する）。

年 月 日

甲	乙
住所：	神奈川県横浜市青葉区美しが丘 1-13-10-
団体名：	107
代表者または権限を有する方の役職・氏名：	コネクティブ合同会社
印	代表社員 鎌田 淳 印